

自治基本条例要素比較シート

名称	ニセコ町 まちづくり基本条例	宝塚市 まちづくり基本条例	伊丹市 まちづくり基本条例	東海市 まちづくり基本条例	多摩市 自治基本条例	久喜市 自治基本条例	「文の京」 自治基本条例	知立市 まちづくり基本条例	大和市 自治基本条例	豊田市 まちづくり基本条例
目的	ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。(第1条)	本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。(第1条)	市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民の権利及び責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。(第1条)	本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働・共創によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。(第1条)	地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。(第1条)	久喜市における市政運営の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責任並びに市政への参画及び協働の仕組みに関する基本的事項を定めることにより、協働のまちづくりを推進し、個性豊かで活力に満ち、だれもが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。(第1条)	文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責任並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。(第1条)	知立市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定めることにより、豊かで潤いのある地域社会の実現を図ることを目的とします。(第1条)	前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責任、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。(第1条)	前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本原則を確認し、市民の権利及び責任並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。(第1条)
まちづくりの方向性、将来像										
市民の権利										
市(首長、議会、職員)の義務・責務										
市民の責務、事業者の責務										
住民参加の手続き・仕組み		×		×					×	
住民投票の仕組み										
市民協働の仕組み、NPOへの支援等	×	×	×	×				×	×	
情報公開と説明責任										
市政運営、行政評価							×	×		
他機関との連携	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
他の施策・条例との関係(最高規範性)										
改正・見直しの手続き		×		×	×		×		×	×

名称	三鷹市 自治基本条例	清水町 まちづくり基本条例	大東市 自治基本条例	池田市 みんなでつくるまちの 基本条例	平塚市 自治基本条例	篠山市 自治基本条例	多治見市 市政基本条例	飯田市 自治基本条例	日進市 自治基本条例	海老名市 自治基本条例
目的	三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。(第1条)	町民、議会、行政が、互いに尊重し合い、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民誰もが積極的にまちづくりに参加できるように、町政運営の基本的なことがらを定めることを目的とします。(第1条)	自治の基本理念を明らかにし、市民、事業者、議会および市長等の役割と責務その他自治に関する基本的事項を定めることにより、ここ大東市において真の地方自治を実現することを目的とする。(第1条)	本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び執行機関等の責務並びに協働によるまちづくりを推進するための基本原則を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。(第1条)	自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会、市長及び市の執行機関の責務等自治に関する基本事項を定めることにより、自治の推進を図ることを目的とします。(第1条)	篠山市における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、もって、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、市民福祉の充実を図ることを目的とする。(第1条)	市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。(第1条)	本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。(第1条)	日進市における自治の基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、市民、市議会及び市の執行機関が一体となって市民主体の自治の実現を図ることを目的とします。(第1条)	海老名市における自治の基本理念を明らかにし、これに基づく市政運営の基本原則を定め、市民、市議会及び行政が協働して市民主体の自治を実現することを目的とします。(第1条)
まちづくりの方向性、将来像										
市民の権利										
市(首長、議会、職員)の義務・責務										
市民の責務、事業者の責務										
住民参加の手続き・仕組み										
住民投票の仕組み										
市民協働の仕組み、NPOへの支援等		×		×			×			×
情報公開と説明責任					×					○
市政運営、行政評価		×								○
他機関との連携		×			×			×		○
他の施策・条例との関係(最高規範性)										
改正・見直しの手続き	×				×					×